

## 第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画における成果目標等について

第 6 期障害福祉計画の成果目標について . . . . .	1
第 2 期障害児福祉計画における成果目標について . . . . .	6
第 6 期障害福祉計画の数値目標について . . . . .	9
第 2 期障害児福祉計画における数値目標について . . . . .	18

## 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標等について

### 【趣旨】

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、市町村が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めたものです。

現行の基本指針は、市町村が平成30年度から令和2年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定するに当たって、即すべき事項を定めているところです。

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村が令和3年から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本方針について必要な改正が行われました。

その中で、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標設定についても改正が行われたことから、本市の次期計画の成果目標等を設定するものです。

### 【障害福祉計画】

#### 成果目標1：障害福祉施設の入所者の地域生活への移行

第5期障害福祉計画 (成果目標実績)	第6期障害福祉計画 (基本指針に基づく成果目標)
<p>①令和2年度末までに、平成28年度末時点の入所施設者(320人)の9%以上を地域生活に移行 ⇒令和2年度末(目標):29人 令和元年度末(実績):1人</p> <p>②令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数(320人)の2%以上を削減 ⇒平成28年度末(基準):320人 令和2年度末(目標):7人 令和元年度(実績):6人</p>	<p>【継続】</p> <p>①令和5年度末までに、令和元年度末時点の入所施設者(307人)の6%以上を地域生活に移行 ※令和元年度末時点施設入所者数:307名 目標:307×6%≒19人</p> <p>②令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者(307人)の1.6%以上を削減 ※令和元年度末時点施設入所者数:320名 目標:307×1.6%≒5人</p>

#### 成果目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期障害福祉計画 (成果目標実績)	第6期障害福祉計画 (基本指針に基づく成果目標)

<p>①令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 ⇒令和2年度末（目標）：設置 令和元年度末（実績）：設置 自立支援協議会地域移行支援部会を位置付けた。</p>	<p><b>【項目見直し】</b> ※具体的な成果目標の設定は都道府県のみ（市町村の設定はなし）</p> <p>《活動指標（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数</li> <li>・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数</li> <li>・協議の場における目標設定及び評価の実施回数</li> <li>・精神障害者の地域移行支援の利用者数</li> <li>・精神障害者の地域定着支援の利用者数</li> <li>・精神障害者の共同生活援助の利用者数</li> <li>・精神障害者の自立生活援助の利用者数</li> </ul>
---	---

※活動指標（案）等を勘案し、計画への設定を検討予定

**成果目標3：地域生活支援拠点等が有する機能の充実**

<p>第5期障害福祉計画 （成果目標実績）</p>	<p>第6期障害福祉計画 （基本指針に基づく成果目標）</p>
<p>①令和2年度末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも1つを整備 ⇒拠点整備手法として「面的整備型」による事業構築を行い、令和2年度に整備した。</p> <p>②位置づけなし</p>	<p><b>【項目見直し】</b></p> <p>①令和5年度末までに、地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1つ以上確保 設置箇所数（目標）：1箇所</p> <p>②その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する 検証・検討回数（目標）1回/年</p>

成果目標 4 : 福祉施設から一般就労への移行等

<p>第 5 期障害福祉計画 (成果目標実績)</p>	<p>第 6 期障害福祉計画 (基本指針に基づく成果目標)</p>
<p>①令和 2 年度中に平成 28 年度実績 (47 人) の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行 ⇒平成 28 年度末 (基準) : 47 人 令和 2 年度末 (目標) : 71 人 令和元年度末 (実績) : 30 人</p> <p>②令和 2 年度末までに就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数 (70 人) から 2 割以上増加 ⇒平成 28 年度末 (基準) : 70 人 令和 2 年度末 (目標) : 84 人 令和元年度末 (実績) : 67 人</p> <p>○位置づけなし</p> <p>○位置づけなし</p> <p>③令和 2 年度末までに就労移行支援事業利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上 ⇒令和 2 年度末 (目標) : 2 事業所</p>	<p>【項目見直し】</p> <p>①令和 5 年度中に令和元年度実績 (30 人) の 1.27 倍以上が一般就労へ移行 ※令和元年度実績 : 30 人 目標 : <math>30 \times 1.27 \div 39</math> 人</p> <p>②令和 5 年度中に就労移行支援事業の利用者数のうち、一般就労へ移行した数を令和元年度実績 (24 人) の 1.3 倍以上 ※令和元年度実績 : 24 人 目標 : <math>24 \times 1.3 \div 32</math> 人</p> <p>③令和 5 年度中に就労継続支援 A 型事業の利用者数のうち、一般就労へ移行した数を令和元年度実績 (4 人) の概ね 1.26 倍以上 ※令和元年度実績 : 4 人 目標 : <math>4 \times 1.26 \div 6</math> 人</p> <p>④令和 5 年度中に就労継続支援事業 B 型の利用者数のうち、一般就労へ移行した数を令和元年度実績 (2 人) の概ね 1.23 倍以上 ※令和元年度実績 : 2 人 目標 : <math>2 \times 1.23 \div 3</math> 人</p> <p>⑤令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用 ※令和 5 年度就労移行者 (目標) : 39 人</p>

令和元年度末（実績）：3事業所  ④令和2年度末までに就労支援事業支援開始1年後の職場定着率を8割以上 ⇒令和2年度末（目標）：80% 令和元年度末（実績）：0%	目標：39×0.7≒28人  ⑥就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
---	--

成果目標5：相談支援体制の充実・強化等

第5期障害福祉計画 （成果目標実績）	第6期障害福祉計画 （基本指針に基づく成果目標）
○位置づけなし	<b>【新規】</b> ①令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保 《活動指標（案）》 ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成のための支援 ・地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

※活動指標（案）等を勘案し、成果目標の設定を検討予定

成果目標6：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第5期障害福祉計画 （成果目標実績）	第6期障害福祉計画 （基本指針に基づく成果目標）
○位置づけなし	<b>【新規】</b> ①令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

	<p>《活動指標（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数</li> <li>・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数</li> <li>・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数</li> </ul>
--	--

※活動指標（案）等を勘案し、成果目標の設定を検討予定

【障害児福祉計画】

成果目標 1：障害児支援の提供体制の整備等

第 1 期障害児福祉計画 (成果目標実績)	第 2 期障害児福祉計画 (基本指針に基づく成果目標)
<p>①令和 2 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に 1 箇所以上設置 目標：3 箇所 実績：3 箇所</p> <p>②令和 2 年度までに各市町村において保育所等訪問支援を利用出来る体制の構築 目標：3 箇所 実績：3 箇所</p> <p>③令和 2 年度末までに重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に 1 箇所以上設置 目標：2 箇所 実績：2 箇所</p> <p>④平成 30 年度末までに医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を各市町村に設置。 設置年度：平成 29 年</p> <p>※コーディネーターの配置 ⇒令和 2 年度末（目標）：3 人 令和元年度末（実績）：0 人</p>	<p>【項目見直し】</p> <p>①令和 5 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に 1 箇所以上設置 目標：3 箇所</p> <p>②令和 5 年度までに各市町村において保育所等訪問支援を利用出来る体制の構築 目標：3 箇所</p> <p>③令和 5 年度末までに重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に 1 箇所以上設置 目標：2 箇所</p> <p>④令和 5 年度末までに医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を各市町村に設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 目標 協議の場：設置 コーディネーター配置：3 人</p> <p>《活動指標（案）》 ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ペアレントメンターの人数</li><li>・ピアサポートの活動への参加人数</li></ul>
--	--

※「発達障害者等に対する支援」について、活動指標（案）が示されたことから、計画への設定を検討予定。